

【保育料の計算例】

- ・各例中の市民税額は、市町村民税額のうち所得割の金額のことをいいます。
- ・保育所の保育料については、“標準時間”の場合の金額としています。

◆例1 世帯構成：父、母、子(5歳児・新制度に移行する幼稚園)、子(1歳児・保育所)、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収入 5,000,000円	収入 1,000,000円	収入 4,000,000円	収入 1,500,000円
所得 <u>2,000,000円</u>	所得 300,000円	所得 350,000円	所得 350,000円
市民税額 <u>200,000円</u>	市民税額 <u>40,000円</u>	市民税額 150,000円	市民税額 10,000円

父の所得が38万円を超えているため、父母の市民税を合算して算定する。

200,000円(父の市民税) + 40,000円(母の市民税) = 240,000円 ⇒ 子(5歳児・幼稚園) 第5階層
子(1歳児・保育所) 第17階層

保育料：5歳児…20,200円 1歳児：19,150円(半額)

◆例2 世帯構成：父、母、子(5歳児・新制度に移行する幼稚園)、子(1歳児・保育所)、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収入 800,000円	収入 1,000,000円	収入 4,000,000円	収入 1,500,000円
所得 <u>350,000円</u>	所得 <u>300,000円</u>	所得 350,000円	所得 350,000円
市民税額 <u>70,000円</u>	市民税額 <u>40,000円</u>	市民税額 <u>150,000円</u>	市民税額 10,000円

父または母の所得がどちらも38万円以下のため、最も市民税の高い祖父を家計の主宰者とし、合算して算定する。

110,000円(父母の市民税) + 150,000円(祖父の市民税) = 260,000円 ⇒ 子(5歳児・幼稚園) 第5階層
子(1歳児・保育所) 第18階層

保育料：5歳児…20,200円 1歳児：21,150円(半額)

◆例3 世帯構成：母、子(5歳児・新制度に移行する幼稚園)、子(1歳児・保育所)、祖父、祖母

母	祖父	祖母
収入 1,800,000円	収入 4,000,000円	収入 1,500,000円
所得 <u>390,000円</u>	所得 350,000円	所得 350,000円
市民税額 <u>2,000円</u>	市民税額 150,000円	市民税額 10,000円

母の所得が38万円を超えているため、母の市民税のみで算定する。

2,000円(母の市民税) = 2,000円 ⇒ 子(5歳児・幼稚園) 第3階層
子(1歳児・保育所) 第4階層

保育料：5歳児…10,500円 1歳児：5,350円(半額)

※ 軽減適用階層の範囲内であり、母子世帯のため、軽減が適用！

◆例4 世帯構成：母、子(5歳児・新制度に移行する幼稚園)、子(1歳児・保育所)、祖父、祖母

母	祖父	祖母
収入 1,000,000円	収入 4,000,000円	収入 1,500,000円
所得 <u>350,000円</u>	所得 350,000円	所得 350,000円
市民税額 <u>2,000円</u>	市民税額 <u>150,000円</u>	市民税額 10,000円

母の所得が38万円以下のため、最も市民税の高い祖父を家計の主宰者とし、合算して算定する。

2,000円(母の市民税) + 150,000円(祖父の市民税) = 152,000円 ⇒ 子(5歳児・幼稚園) 第4階層
子(1歳児・保育所) 第15階層

保育料：5歳児…16,100円 1歳児：15,450円(半額)

※ 軽減適用階層の範囲外であるため、母子世帯ではあるが、軽減は適用されない！